

令和6年度「2050ゼロカーボン」PR動画制作業務 委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和6年度「2050ゼロカーボン」PR動画制作業務

2 業務の目的等

(1) 目的

2050ゼロカーボンの達成に向けて、気候変動に対する危機感を共有するとともに、ゼロカーボンに取り組む意義・目的、行動例などを知ってもらうことで、脱炭素社会は、今まで以上に利便性が高く、自らにメリットがあり、豊かな暮らしに繋がるポジティブなものだと感じてもらい、具体的な行動変容に繋げることを目的とする。

(2) ターゲット

県内の20代後半から40代前半をメインターゲットとする。

3 委託期間

本業務の委託契約期間は、契約締結日から令和7年3月17日までとする。

なお、成果品の納期限は令和7年3月17日とする。成果品の提出があったときは、県は受託者の立ち合いの上、内容を確認し、支障ない場合にはその引渡しを受けることとする。

4 疑義

本仕様書に記載がない事項、事業内容の変更等、疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。

5 業務内容

(1) 動画の作成

本業務の目的の達成に効果的と考えられる動画を1本以上作成すること（3分程度）。

また、上記動画の15秒、30秒のダイジェストバージョンをそれぞれ1本以上作成すること（例：脱炭素に取り組む意義編、ゼロカーボンに向けた行動例編など。自由提案）。画質は4K以上とすること。

ア 動画の制作方針

- ・気候変動に関する危機感を共有しつつ、自分のため、未来の子どものためなど、みんなで取り組まなければならないという強い共感が生まれるような内容にすること。
- ・脱炭素社会の実現は、自らの生活にメリットがあるものだと感じてもらい、具体的な行動変容に繋がる内容にすること。
- ・県の魅力を訴求する要素（広大で豊かな自然環境、国よりも高い目標を掲げて脱炭素に取り組んでいるなど）が含まれており、県のブランド価値の向上にも資する内容にすること。
- ・映像の独自性や創造性（例：緻密なストーリー設計、VFXの使用、圧倒的な臨場感を持った映像など）で、ゼロカーボンに興味・関心のない人に対しても琴線に触れる内容にすること。
- ・新規性や話題性があり、メディアが取り上げたいような動画で、社会へのインパクトがある内容にすること。

(参考：動画の活用例)

- ・くらしふと信州HP (<https://www.kurashi-futo-shinshu.jp/>)、信州環境カレッジHP (<https://shinshu-ecollege.pref.nagano.lg.jp/>)、各種HPへの掲載

- ・県公式SNSでの発信（X、YouTubeなど）
- ・有料広告での配信（TVer、YouTubeなど）
- ・セミナーなどで県職員が脱炭素に関する講義をする際の冒頭に放映
- ・市町村や関係団体にも提供

6 成果品

- ・委託業務完了報告書… 1部
- ・制作した動画を保存したDVD… 1部
- ・制作した動画のデータ… 1部

7 成果品の提出先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁 6階
長野県環境部環境政策課

8 その他業務の実施のために必要な事項

(1) 個人情報の取得・保護・管理等

- ・受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- ・受託者は、個人情報の保護について十分留意し、流出・損出を生じさせないこと。
- ・受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りではない。

(2) その他

- ・受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- ・受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならぬ。
- ・本委託業務の実施による文章、画像、映像その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- ・成果品の著作権は委託者に帰属するものとし、委託者はその加工及び2次利用をできることとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- ・成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

(3) 注意事項

- ・受託者は、本業務の事業目的を達成するため、効率的に運営すること。
- ・受託者は、本業務を実施するに当たり、事故や運営上の課題等が発生した場合には、速やかに委託者に連絡するとともに、必要な措置を講じること。
- ・委託事業に関する苦情等については、受託者が責任を持って対応すること。
- ・委託者は、本業務の処理について、受託者に意見を述べることができる。